

## 道路工事施工承認基準

道路工事施工承認(道路法第24条に基づく道路管理者以外の者の行う工事の承認)は以下の通りとする。開発行為などの大規模開発についても同様とする。ただし、令和6年10月1日から適用し、それ以前に承認を受けたものについてはこの限りではない。

### 1. 歩道の切り下げ基準

乗り入れ等のために歩道の切り下げを行う場合の基準は以下の通りとする。

・最大切り下げ幅

種別		最大切り下げ幅	隅切り
一戸建て住宅		4m	不可
集合住宅	10戸未満	4m×2箇所又は6m×1箇所	不可
	10戸以上	6m×2箇所又は8m×1箇所	可
店舗	敷地面積 3,000 m <sup>2</sup> 未満	4m×2箇所又は6m×1箇所	不可
	敷地面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上	6m×2箇所又は8m×1箇所	可
工場・倉庫	敷地面積 3,000 m <sup>2</sup> 未満	6m×2箇所又は8m×1箇所	可
	敷地面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上	8m×2箇所又は10m×1箇所	可
駐車場	10台未満	4m×2箇所又は6m×1箇所	不可
	10台以上	6m×2箇所又は8m×1箇所	可
位置指定道路		6m	可

※この他の施設については、利用状況を鑑み上記基準に準じる

乗り入れ口相互の間隔は5mを確保する。また、見通しの悪い箇所や、交差点付近、出入りの多い施設等の場合は認めない。さらに既存切り下げ箇所も1箇所とみなし、既存切り下げ箇所を利用しない場合は復旧すること。

なお、一般住宅(集合住宅も)の場合は駐車台数を勘案し、2箇所は認めない。

・歩道の切り下げ箇所の舗装構成

車道用の舗装とすること。インターロッキングについても同様。交通量が多い又は大型車両の通行がある場合については個別に対応する。

### 2. 側溝の改修・新設

・既存側溝の改修

開渠の側溝に蓋をする場合は、側溝自体を縦断用側溝又は横断用側溝へ改修が必要。蓋のみの設置や現場打の蓋かけについては認めない。

以下の施設から市道から乗り入れを行う場合、市道の既存側溝を横断用側溝に改修することが必要。

20戸以上の集合住宅	店舗・工場・倉庫(面積要件なし)
20台以上の駐車場	位置指定道路

※上記以外の施設についても利用状況を鑑み上記施設に当てはまるものは対象と

する。

・側溝の新設

市道に既存側溝が無く、宅地造成を行った場合、市道の雨水排水ができない事態となることから、造成者対し、市道内へ市の構造基準に合致した側溝を新設する又は宅地内から市道へ雨水排水が流出しないように排水施設を設けること。

### 3. 法面の施工について

・法面の埋め立て

埋め立て面積が少ない(高低差が少ない)場合、原則車道用の舗装とするが、民有地内の舗装とあわせても良い。

埋め立て面積が多い(高低差が大きい)場合には、原則車道用の舗装とし、排水施設や舗装止めの境界ブロック等の設置が必要。

・法面の切り取り

一部または全部法面を切り取る場合、法面や周辺の道路構造物が崩壊しないような構造とすること。